

- ・支払日になっても、給料が支払われない。
- ・退職したが、最後の給料を支払わないと言われた。

1 まず請求を

賃金が支払われない場合には、いろいろなケースが考えられますが、どのようなケースであれ労働者本人が請求することから第一歩が始まります。時間が経過してしまうと、事実関係があいまいになったり、証拠も散逸しがちになります。また、賃金一般は2年間請求しないと時効になってしまいますので、速やかに対応しましょう。法律の改正により、賃金の時効は当分の間3年になりました。ただし、令和2年3月31までに支払日が到来した賃金の時効は2年です。

一度も請求や確認をしていない場合は、まず、口頭で請求し、なぜ支払われないのか、支払うということなら、いつ支払われるのか、また、不払いの金額も確認してください。この場合、払うという方向で話が進むようであれば、不払いの金額、支払期日を会社に文書してもらいましょう。

また、労働契約書、就業規則、賃金規定、タイムカードなどの請求の根拠となる書類を入手しておきましょう。

2 不払いの理由を言われたら

勝手に出社しなくなったから、辞め方が悪かったからなどの理由で賃金を支払わないことは許されません。実際に働いた部分の賃金は支払われなければなりません。会社に損害を与えた賠償金として、使用者が一方的に賃金と相殺することもできません。

また、払いたくても払えないという経営状況の場合もあるでしょう。しかし、だからといって払わなくてよい理由にはなりません。

3 約束よりも低い賃金だったら

基本給が採用時の約束より低いといった場合にも、まずは、当初の契約内容を使用者に確認してください。この場合、採用の際に賃金額を記載した労働条件通知書を書面で交付するよう要求しましょう。

職業安定所の求人票、求人広告の写しなども保管しておくとうよいでしょう。当初の契約の賃金額が明確でないと対応が難しくなってしまいます。

4 会社に請求したけど払ってくれない

疑問な点はそのまませず、神奈川県外国人労働相談窓口へ電話か来所してご相談ください。窓口では、通訳者を介して対処方法の助言をしたり、場合によっては、会社に連絡して事実を確認するなど、当事者間の自主的な解決に向けたお手伝いもしています。

会社が話し合いを避ける、何の説明も得られない、あるいは、話し合いが平行線などの際には内容証明郵便で賃金の支払いを請求することが効果的な場合があります。内容証明郵便には、支払期日とともに、支払いがない場合には法的手段を取ることを明記することがよく行われています。こうした内容証明郵便の控えなど、請求したのに支払われないことを証明する書類を整えたり、不払いの額を確定しておくことをお勧めします。

確かめましょう

- 会社に請求しましたか。
- 会社は不払いの理由を説明しましたか。
- 不払いの金額や計算方法、支払日などは明確ですか。
- 時効になっていませんか。
- 今までの給料明細はありますか。
- 契約書、就業規則はありますか。